

政策分野 VI - 2 環境の保全と豊かな自然の活用

県民、事業者、行政など全ての主体が、地球温暖化対策の取組を一層推進するとともに、気候変動の影響への適応も図ります。

廃棄物の抑制・減量化・再資源化などの循環型社会の実現、自然との共生に向けた環境学習^{*}等を実施し、環境保全に向け、主体的に行動できる人づくりを推進します。

施策項目 VI - 2 - ① 地球温暖化対策の推進

目 標

県民、事業者、行政など全ての主体が一体となって、
温室効果ガスの排出量を削減し、
地域レベルでの地球温暖化対策に取り組むことにより、
持続可能な脱炭素社会づくりを推進します。
また、気候変動の影響に対する適応への取組を推進します。

現状と課題

近年の気象災害の激甚化は地球温暖化が一因とされ、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、「気候変動」は、もはや「気候危機」とも言うべき深刻な状況になっています。

また、令和3年8月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないとしており、また、世界全体で2050年カーボンニュートラルを達成できれば、気温上昇を1.5℃程度に抑えられる可能性が高まるとしています。

国においては、令和3年5月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを基本理念として示し、それに基づく新たな「地球温暖化対策計画」で、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」こととしており、県においても、国の計画を踏まえ、千葉県地球温暖化対策実行計画を見直すこととしています。

本県の二酸化炭素排出量の状況を見ると、実行計画の基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して、平成29年度（2017年度）は12.7%減少しており、部門別でも「産業部門」は14.4%、「家庭部門」は7.7%減少しています。

また、全国有数の産業県である本県には、東京湾沿いに素材産業を中心とした製造業が集積していることなどから、平成29年度（2017年度）では二酸化炭素排出量の56.8%を産業部門が占め、全国

(34.5%)と比較して高くなっており、こうした本県の特徴を踏まえ、国全体のカーボンニュートラルの実現に向けて、事業者と連携していく必要があります。

このため、地球温暖化対策は、県民、事業者、行政など全ての主体が、2030年度の国における温室効果ガス削減目標を踏まえ、まずは、今ある技術を最大限活用して温室効果ガスの排出抑制などの取組を一層推進するとともに、こうした取組を地域の活性化にもつなげていく必要があります。それと同時に、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対し、被害を回避・軽減する「適応」も進めていくことが求められています。

取組の基本方向

地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーを積極的に活用するとともに、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

また、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底するため、エネルギー消費を減少させる取組を推進します。

さらに、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善に向け、脱炭素を目指すまちづくりや交通環境の整備、緑化などに取り組むとともに、県自らが実施する事務・事業においても対策に取り組めます。

加えて、気候変動の影響に適応するため、気候変動に関する地域の情報を継続して把握し、県民に提供するとともに、様々な分野への影響に対応できるよう取組を進めます。

これらを推進していくため、地球温暖化対策に係る理解と行動変容につながる取組を進めます。

主な取組

VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進*

二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー等を積極的に活用していくため、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備などの導入や、ZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の普及拡大、将来の水素社会を見据えたエネファーム*や燃料電池自動車*の普及促進などに取り組みます。

特に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待される洋上風力発電については、その導入促進と、それによる地域経済の活性化に向けた取組を進めていきます。そのほか、下水汚泥の消化ガス発電*など未利用エネルギーの利活用を推進します。

住宅用太陽光発電設備等の導入促進

県有施設への
再生可能エネルギー導入の推進

水素社会の構築に向けた取組の推進

洋上風力発電導入による
地域経済の活性化支援(再掲)

バイオマスの利活用の推進(再掲)

再生可能エネルギー導入に係る
普及啓発

SDGs



VI-2-①-2 省エネルギーの促進*

二酸化炭素排出量の削減に向けて、家庭や事業所を含め、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底し、エネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていきます。

具体的には、家庭を対象としたエネファームなどの省エネルギー設備の導入促進や、省エネルギー性能の高い住宅である長期優良住宅の普及促進、事務所・店舗等の省エネルギー化の支援を行うとともに、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を促進していきます。

また、クールビズやエコドライブ*など、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るため、県民一人ひとりの理解と行動変容の促進につながるよう普及啓発を行

エネファームなど家庭における
省エネルギー設備の導入促進

長期優良住宅普及促進

県民や事業者等に対する普及啓発

次世代自動車の普及促進と
エコドライブの推進

県自ら実施する省エネルギーの取組

高効率な発電及び熱回収が可能な
廃棄物処理施設の導入促進

います。

県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスプラン」により、全庁を挙げて積極的に省エネルギー化を進めます。



CO2CO2スマート宣言事業所登録制度

県の燃料電池自動車をイベントで展示する様子

VI-2-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善*

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化を促進する市町村に対して、自然環境に配慮しつつ地域特性等に応じた取組が進められるよう技術的な助言を行うとともに、大規模な再生可能エネルギー設備の設置を計画する事業者に対しては、環境影響評価制度により必要な指導等を行います。また、温暖化対策に資するまちづくりとして、市町村が行うコンパクトなまちづくり*の促進やヒートアイランド対策、屋外照明施設のLED化を推進するとともに、道路整備等による交通の円滑化や自転車通行環境の整備など、交通環境の整備・改善を図ります。

さらに、浄水場や下水道の終末処理場などの上下水道・工業用水道施設では、省エネルギー性能の高い設備機器の導入や温室効果ガスの排出が少ない運転方法の推進等により、温室効果ガス削減に取り組めます。

加えて、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備を行うとともに、県産木材の活用を促進することで森林の保全を進めるなど地域環境の整備・改善を図るほか、ブルーカーボンとして海中に二酸化炭素を吸収・固定することにもつながる藻場等の保全・再生の取組の支援などを行います。

市町村のまちづくりに対する支援(再掲)

道路・港湾・公園の屋外照明施設のLED化

自転車通行環境の整備推進(再掲)

上下水道・工業用水道施設における温室効果ガス削減の取組推進

森林吸収源対策としての間伐の促進

都市における緑の保全と緑化の推進(再掲)



VI-2-①-4 気候変動の影響に対する適応の推進

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加などによる農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動がもたらす様々な影響やこれらの被害を回避・軽減するための各分野における適応策について、県民だよりやホームページ、セミナー等を通じて普及啓発を行います。

また、国の研究機関などと連携しながら、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析を行う拠点として令和2年4月に設置した千葉県気候変動適応センターで、各分野における取組を支援するとともに、ホームページやSNS等を活用して、県民や事業者等が「適応」を進められるよう必要な情報を集約・発信していきます。

自然災害については、洪水などによる被害を防止・最小化するため、計画的な河川整備の推進や、水害リスク情報の周知、河川の監視体制の強化を図るとともに、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進します。また、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸保全基本計画の見直しに向けた検討を行うほか、防災意識を高める防災教育も推進します。

農林水産業においては、温暖化等の環境変化によって、農作物やノリ養殖における生育不良や、新たな病害虫の発生も予測されることから、その対策に取り組みます。

都市生活における対策としては、建築物や敷地の緑化に取り組みます。

健康面での対策としては、様々な方法で熱中症対策等の注意喚起、普及啓発を行います。

千葉県気候変動適応センターによる
気候変動影響に関する情報の収集・提供等

河川整備の推進

流域治水の推進(再掲)

防災教育の推進(再掲)

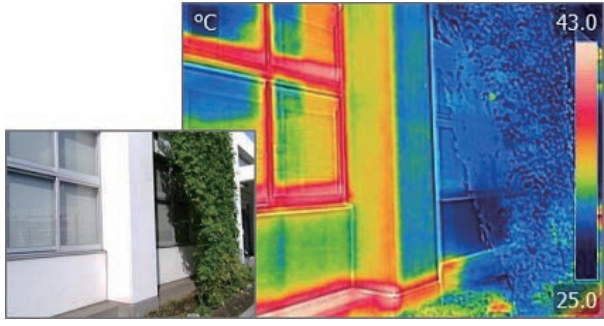
植物防疫対策の推進(再掲)

水産業・漁村の有する
多面的機能の発揮(再掲)

都市における緑の保全と
緑化の推進(再掲)

熱中症対策の普及啓発





環境研究センターのグリーンカーテン



気候変動の影響への適応に関するオンラインセミナー

ひとくちコラム 二酸化炭素排出量の削減に向けて

県では、二酸化炭素排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

再生可能エネルギーについては、太陽光発電設備による発電電力量が全国2位（令和2年度）となっており、今後、洋上風力発電が銚子沖を皮切りに太平洋沿岸で設置が進むことが期待されています。

また、省エネルギーの推進には、様々な人がそれぞれに、環境を意識した「賢い選択」をしていく必要があります。まずは、電気やガス等のエネルギーの年間消費量を確認するなど、身近なことから始めてみましょう。



施策項目 VI - 2 - ② 循環型社会の構築

目 標

廃棄物の発生を抑制するとともに、
減量化や再資源化を推進し、
「もの」を大切に作る社会を築きます。
また、産業廃棄物等の適正処理に向けた取組を推進します。

現状と課題

県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、解決すべき課題があります。

一般廃棄物は、令和元年房総半島台風等の災害の影響等で一時的な増加があったものの、県民一人の1日の家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。しかしながら、可燃ごみへの資源化可能物の混入、地域の自治会等が行う資源回収の減少などの課題もあり、一層の減量・再資源化に向けた取組が必要です。特に、3R^{*}の中でも環境負荷の低減効果の高い2R（リデュース・リユース）の推進に向け、ライフサイクル全体で資源循環に取り組むとともに、県民一人ひとりがライフスタイルを見直していく必要があります。

産業廃棄物は、事業者による排出抑制が進められ、排出量は減少傾向にありますが、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、施設更新による排出量の増加が懸念されます。また、最終処分場の残存容量確保の観点からも、排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

特に、建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する汚泥焼却灰については、現在セメント原料等として再資源化しており、今後も資源リサイクルを推進していく必要があります。

産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成11年度）から大幅に減少したものの、小規模でゲリラ的な不法投棄は依然として後を絶たないことから、不法投棄の未然防止に向けて引き続き監視体制の強化や廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

建設残土は、周辺都県から多く搬入されており、無許可埋立て等の防止に向けて監視体制を強化するとともに、許可事業者に対しても、崩落等を防止するため、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（以下「残土条例」という。）の厳格な運用を行うことが必要です。

加えて、再生土についても、崩落等による周辺的生活環境への影響を回避するため、「千葉県再生土の

埋立て等の適正化に関する条例」(以下「再生土条例」という。)に基づき、適正な利用を推進する必要があります。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)等各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードについては、県民の安全・安心な生活の確保を図るため、引き続きその解消に向けた取組が必要です。

また、金属スクラップヤード等については、不適正保管等により、火災発生を含む生活環境保全上の支障が生じる事案もあり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の規制対象外のヤード等への、適切な対応が求められています。

これらに加え、地球温暖化や生物多様性の損失など、現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動とも密接に関連しており、本県の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくためには、環境問題を「自分ごと」として捉え、多様な主体と連携・協働しながら行動できる人材の育成が必要です。

取組の基本方向

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用、再生利用及び熱回収といった適正な循環の利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rに努めてもなお発生する廃棄物については、事業者に対し適正な処理の指導を徹底するなどの取組を推進します。

建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する汚泥焼却灰について、セメント原料等として再資源化を推進します。加えて、流域下水道終末処理場の処理水を水道水に代わる水資源として、有効利用していきます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、市町村等との連携による監視や取締りの強化に努めます。

建設残土及び再生土の埋立て等においては、無許可埋立て等の不適正な埋立てや土壌汚染、崩落等の災害の発生を未然に防止するため、監視や指導の強化に努めます。

また、これまでに把握した自動車部品を保管するヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら不法ヤードの一掃を目指すとともに、金属スクラップヤード等については、新たな対策を検討し、保管等の適正化を図ります。

環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、環境学習の充実を図るとともに、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりやネットワークづくりを推進します。

主な取組

VI-2-②-1 資源循環の基盤となる産業づくり

限りある資源を有効に、繰り返し利用する循環型社会の構築に向けて、溶融スラグ^{*}など各種リサイクル製品の利用促進を図ります。

また、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、関係団体とも連携しながら、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。特にプラスチック資源のリサイクルの促進に向けて、新たなリサイクル技術等の各種情報を収集し、事業者、市町村等に情報提供を行います。

さらに、様々な産業から発生する、家畜排せつ物、食品残さ^{*}、林地残材^{*}、下水汚泥等の多様なバイオマス^{*}について、資源として一層の利活用を推進します。

溶融スラグ等再生資材の利用促進

循環産業の構築に向けた
関係団体との連携強化

廃プラスチックの
リサイクル技術等の情報提供

事業系一般廃棄物の削減促進

バイオマスの利活用の推進

SDGs



VI-2-②-2 「3R」を推進するための ライフスタイルづくり

3Rの推進に向けて、ごみを減らすために身の回りでできることを実践するライフスタイル（ちばエコスタイル^{*}）への転換を推進し、ワンウェイプラスチック等の使い捨て製品の使用を減らしていくことや、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減など、県民や事業者等と連携して取り組んでいきます。

また、県民一人ひとりが主体的に3Rに取り組んでいけるよう、多様な環境学習の機会を提供していきます。

ちばエコスタイルの推進

プラスチックごみの削減に向けた
取組の推進

食品ロスの削減に向けた取組の推進

3Rの推進に関する
環境学習の機会の提供

SDGs





ひとくち コラム

ちばエコスタイル

「ちばエコスタイル」とは、ごみを減らすために、身の回りのできることを実践するライフスタイルのことです。

一人ひとりのライフスタイルが異なるように、ごみを減らすためにできることも人それぞれです。

ごみを減らすために、自分はどんなことができるのか？あらためて考えてみましょう。



VI-2-②-3 廃棄物等の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、電子マニフェスト*の普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

PCB廃棄物については、処分期間内の適正処分完了のため、保管事業者への立入検査等による処分指導を徹底します。

建設残土及び再生土の埋立てについては、残土条例及び再生土条例に基づく許可や届出、報告、検査等により、環境及び構造に係る基準に適合しているかを確認するとともに、監視パトロールや事業者への指導を適切に実施します。また、不適正な埋立て事案に対しては、厳正に対処することにより、適正な埋立てを推進していきます。

海岸漂着物等については、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、円滑な回収・処理を行うとともに、3Rの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生じるおそれがあることから、円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、市町村や関係団体等との連携等を進めるとともに、初動時の対応力の向上や人材のスキルアップを図ります。

さらに、市町村の災害廃棄物処理計画がより実行性の高いものになるよう必要な支援を行います。

産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施

産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施

優良な排出事業者・処理業者の育成

県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施

PCB廃棄物の適正処理の推進

残土・再生土の適正な埋立ての推進

海岸漂着物対策の推進

市町村における初動対応力の強化及び人材の育成

農業用廃プラスチックの適正処理の推進(再掲)



産業廃棄物処理業者への立入検査の様子

ヤード等対策の強化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードの解消を図るため、警察等関係機関と連携しながら、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(以下「ヤード適正化条例」という。)に基づき、ヤードへの立入りを実施します。

また、立入りにより把握した自動車部品の保管状況等を踏まえ、油の地下浸透の防止対策等が不適正なヤードに対して重点的に指導し、ヤード適正化条例の義務履行の徹底を図ります。

金属スクラップヤード等のうち、廃棄物処理法で規定される有害使用済機器*の保管等事業場については、同法に基づき立入検査等により適正な保管等を指導します。同法対象外のものについても、市町村等と連携し、生活環境保全上の支障が生じることのないよう適正な保管等を推進するとともに、さらに、県内の実態を把握した上で、新たな対策を検討し、保管等の適正化を図ります。

警察等関係機関と連携した
ヤードへの立入りの実施

ヤード適正化条例に基づく
義務履行の指導・徹底

有害使用済機器の適正処理指導の実施

金属スクラップヤード等における
保管等の適正化の推進

SDGs



自動車部品の保管ヤード



雑品スクラップの山

VI-2-②-5

産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

監視体制を強化したこと等により、近年、大規模な不法投棄は減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄はいまだに後を絶たないことから、今後も、市町村等と連携して、不法投棄の早期発見、早期対応を図ります。

また、廃棄物処理法に違反し、産業廃棄物の不適正処理を行う悪質な事業者に対しては、許可の取消しや積極的な取締りを推進します。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者等に対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の環境調査を行います。



不適正処理廃棄物の測量状況

監視指導の強化

市町村等との連携による監視の強化

法令等違反に対する指導・
取締りの推進

不適正処理箇所における
被害の拡大防止

大規模不法投棄箇所の
定期的な環境調査

SDGs



VI-2-②-6

再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組めます。

また、県営水道及び工業用水道の浄水処理の工程で発生する浄水発生土については、放射性物質に係る国の基準や測定結果等を踏まえながら、セメント原料等として再資源化を適切に推進します。

さらに、流域下水道の終末処理場から発生する汚泥焼却灰についても、セメントや軽量骨材の副原料等として、再資源化を推進します。

加えて、下水処理水をトイレ排水や公園等の散水、修景用水等として利用するなど、再生水として有効利用に努めます。

建設廃棄物の再資源化や縮減の推進

県営水道・工業用水道浄水発生土の再資源化の推進

下水汚泥焼却灰の再資源化の推進

下水処理水の有効利用の推進

SDGs



VI-2-②-7 環境学習等の推進

持続可能な社会の構築に向け、環境問題を自分ごととして捉え、多様な主体と連携・協働し、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていきます。

具体的には、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場において環境学習等を実践する指導者等の育成・活用に取り組むとともに、若者や子どもたち等、次代を担う人材の育成を進めます。

また、子どもから大人まで幅広い世代の環境への関心を高め、具体的な行動へと結び付けられるよう、本県の自然・産業・文化等の地域資源を生かした体験活動を促進するとともに、学校や地域等様々な場における環境学習等の機会の充実を図ります。

さらに、継続的かつ安定的な環境保全活動や、協働による環境保全の取組を通じた地域づくりを推進するため、「ちば環境再生基金」の活用を促進します。

多様な主体との連携・協働による
環境学習等の推進

環境学習等を担う人材の育成と活用

環境学習等への参加の場と機会の提供

「ちば環境再生基金」の活用による
環境保全活動の支援



「エコメッセちば」会場の様子



体験の機会の場「森の墓苑」での体験活動の様子

施策項目 VI - 2 - ③ 豊かな自然環境と大気・水環境の保全

目 標

本県の豊かな自然環境を保全し、
人と自然との共生を図るとともに、県内外の人々が
その豊かな自然と触れ合える機会や場を確保します。
良好な大気環境や騒音の少ないくらしの確保と、
水・土壌・地盤環境の保全を図ります。

現状と課題

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域、様々な野生生物が生息・生育する里山・里海など豊かで多様な自然に恵まれ、生活の基盤として、また憩いの場や自然体験・学習の場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数は、10.0日と依然多い状況にあり、令和2年度の水質の環境基準達成率も72.9%と全国の88.8%を下回っているほか、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物が急速に繁茂し、水質・生態系などへの影響や、農業・漁業被害などが懸念されています。

また、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においては、いまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や羽田空港等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

これらの課題を解決し、豊かで美しい千葉の自然をしっかりと子どもたちに引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、県民、行政、企業など様々な主体が、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させていくとともに、自然との共生に向けて、連携して取り組む必要があります。

取組の基本方向

自然公園など、県民のかけがえのない財産である自然環境を保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、良好な大気・水環境を保全するため、継続的な環境モニタリングを行い、環境汚染物質の排出

者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物の駆除に取り組みます。

さらに、土壌・地盤環境を保全するため、市町村への支援や事業者に対する指導等を行うとともに、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

また、騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音について継続して監視を実施するとともに、航空機騒音の常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

主な取組

VI-2-③-1

豊かな自然環境の保全と 快適な利用促進

美しい景観を有する自然公園や、優れた天然林・希少な野生生物が生息・生育している自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、子どもから大人まで、県内外の多くの人々が、豊かな自然と触れ合い、自然への理解を深められるよう、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進し、自然公園等の安全で快適な利用を促進します。

さらに、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を行うとともに、3Rの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

国定公園・県立自然公園・
自然環境保全地域などの保全

国定公園・県立自然公園内の
自然公園施設などの整備

首都圏自然歩道の整備

海岸漂着物対策の推進(再掲)

SDGs



VI-2-③-2 良好な大気環境の確保

光化学スモッグやPM2.5などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、環境基準の達成に向け、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

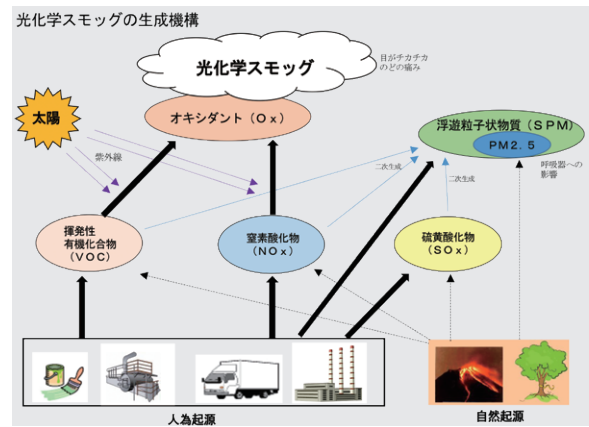
また、アスベストを使用した建築物及び工作物の解体等の作業において飛散防止対策が確実に行われるよう、事業者を指導します。

さらに、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するため、ディーゼル車の運行規制などの排出ガス対策や電動車の普及を進めます。

- 大気汚染状況の常時監視
- 光化学スモッグの低減対策の推進
- 大気汚染発生源対策の推進
- アスベスト対策の推進
- 自動車排出ガス対策の推進
- 電動車の普及促進
- 化学物質総合対策の推進



大気環境常時監視測定局(栄町安食台)



光化学スモッグ発生のしくみ

VI-2-③-3 騒音の少ないくらしの確保

成田空港、羽田空港、下総飛行場周辺地域での環境基準の達成状況を把握するため、固定測定局で航空機騒音を常時監視し、必要に応じて関係機関に低減対策を要請します。

このうち、成田空港については、更なる機能強化に伴う航空機騒音の影響を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

また、羽田空港については、離着陸する航空機の多くが本県上空を飛行することから、関係25市町と連携し、国に対して更なる騒音軽減を求めています。

さらに、自動車騒音についても、環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道での監視を行います。

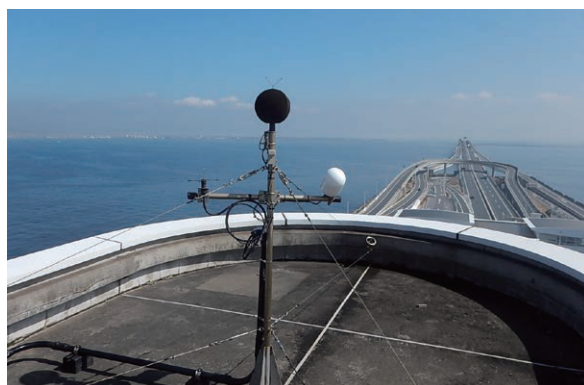
あわせて、騒音、振動、悪臭対策として、市町村への技術的支援等を行います。

航空機騒音対策の推進

自動車騒音の常時監視

騒音・振動・悪臭対策の推進

SDGs



航空機騒音測定の様子(海ほたるPA)



航空機騒音測定の様子(成田空港周辺)

VI-2-③-4 良好な水環境・土壌環境・地盤環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の水質を監視するとともに、環境基準の達成に向け、水域に流入する汚濁物質を削減するため、産業排水対策として、工場・事業場への立入検査等による事業者指導を実施するとともに、生活排水対策として、公共下水道の整備や、合併処理浄化槽の設置を促進します。

特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質改善のため、下水道終末処理場の高度処理化や高度処理型合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、降雨により市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減にも取り組みます。さらに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、近年急速に繁茂拡大している外来水生植物*の計画的な駆除を実施します。

また、地下水の水質監視を行うとともに、事業者に対する地下水汚染の未然防止対策の指導、市町村と連携した地下水汚染原因調査と除去対策に取り組むほか、土地使用者等に対し土壌汚染状況調査や汚染除去の指導を行います。

地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

- 河川・湖沼・海域の水質監視
- 工場・事業場排水の水質規制
- 生活排水対策の推進
- 東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進
- 印旛沼及び手賀沼とその流域河川における外来水生植物の駆除
- 地下水の水質監視、汚染未然防止対策及び地下汚染の除去対策の推進
- 土壌汚染対策の適切な指導
- 地盤変動状況の監視と地下水・天然ガスかん水の揚水規制等



西印旛沼の風景
 (提供:公益財団法人 印旛沼環境基金)



北印旛沼全景
 (提供:公益財団法人 印旛沼環境基金)

VI-2-③-5

多様な環境問題に関する調査・研究 及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのあるPM2.5や生態系に影響を与える特定外来生物、地球温暖化による気候変動など多様な環境問題に対して適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

県民の環境問題への理解を深めるため、環境に係る調査・研究の成果とともに、環境に関する情報を、わかりやすい形で提供します。

さらに、三番瀬を再生・保全するためには、県民の理解と協力が必要であるため、県民の理解を深めるための情報を提供します。

大気・水環境や気候変動、生物多様性
などに関する調査・研究の実施

県で収集した環境に関する情報の発信

環境学習等への参加の場と
機会の提供(再掲)

三番瀬再生・保全のための
意見交換の場と機会の提供



大気降水物のモニタリング及び環境への影響調査



ひとくちコラム

外来 水生植物

印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの外来水生植物が急速に繁殖しており、水質・生態系などへの影響や農業・漁業被害などが懸念されています。

県では、流域の市町や市民団体等と連携し、外来水生植物を計画的に駆除することで、沼や流域河川の水環境の保全を図っています。



施策項目 VI - 2 - ④ 野生生物の保護と適正管理

目 標

在来野生生物の種の保存を図るとともに、
特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす
外来種の侵入を防ぎ、生物多様性を保全します。
人と野生生物とが適切に共存できる環境を目指します。

現状と課題

本県の豊かな自然環境は、固有の地形と人々の営みから生み出された独特な生態系からなっています。県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないよう努めていく必要があります。

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブックとして公表しています。現在のレッドデータブックでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物でそれぞれ72種と284種、植物で92種と234種記載しており、保護すべき種類数はリストを見直すたびに増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、手入れの行き届かない里山の増加などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、外来生物を含めた有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりではなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

本県における令和2年度の有害鳥獣による農作物の被害金額は約3億6千万円であり、中でもイノシシによる被害金額は約1億7千万円と、被害金額全体の約5割を占めています。また、特定外来生物であるキョンについては、その鳴き声や、花壇の花、植木などの採食による生活被害が発生しています。

鳥獣被害の発生原因は、「鳥獣の生息域の拡大」「捕獲の担い手の減少」「荒廃農地の増加」など、複数の要因が関連していると考えられることから、鳥獣被害を無くすためには、市町村など関係機関とも連携し、引き続き防護や捕獲など総合的な取組を強化する必要があります。

また、特定外来生物のうち、特にアカゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、個別の防除計画を策定し捕獲対策を講じており、その結果、カミツキガメは個体数が減少しつつあり、一定の成果を挙げていますが、キョンなどについては繁殖力が強く、生息数が増加傾向にあり、防除対策を強化する必要があります。

取組の基本方向

ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・回復に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系に悪影響をもたらす有害鳥獣のうち、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどについては、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組み、生息数を適正な水準まで減少させます。

さらに、アカゲザル、キョン、カミツキガメなどの特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

主な取組

VI-2-④-1

生態系の保全と 希少な野生生物の保護・回復

希少な野生生物の実態をレッドデータブックとして取りまとめ、このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。

また、特に絶滅が危惧されている、ミヤコタナゴ、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ等の希少な動植物について、生息地の維持管理や保護・回復に取り組みます。

さらに、本県の豊かな自然環境や生物多様性の重要性、外来生物の放棄の問題などについての普及啓発に努めるとともに、東京湾最奥の浅海域である三番瀬等、貴重な野生生物の生息環境の保全に努めます。

生物多様性と生態系の保全推進

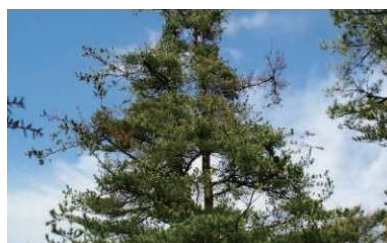
絶滅のおそれのある
希少な野生生物の保護・回復

生態系保全に関する普及啓発

ラムサール条約*への登録促進



ミヤコタナゴ



ヒメコマツ



シャープゲンゴロウモドキ

有害鳥獣対策の強化

生活被害や生態系への悪影響をもたらし、農林業等にも甚大な被害を及ぼしている有害鳥獣の適切な管理を行います。有害鳥獣対策については、防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の4つのプロジェクトを、千葉県野生鳥獣対策本部を中心に、関係機関が連携して総合的に取り組みます。

捕獲については、特に対策が必要なイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルの生息状況調査や、イノシシ及びニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとともに、市町村等が実施する捕獲や個体処理への財政的・技術的支援や情報提供等を行い、生息数を適正な水準に向けて減少させ、生息域の拡大を防止します。

また、捕獲の担い手*となる人材を確保・育成するため、狩猟免許試験を継続的に実施するとともに、狩猟免許の新規取得者の増加を目的とするセミナーや、狩猟者の捕獲技術の向上を図るための研修等を実施します。



イノシシの親子

生息状況調査等の実施

県による捕獲の実施

市町村による防除・捕獲への支援

鳥獣捕獲の担い手の確保・育成

「房総ジビエ」の利用拡大(再掲)

防護・捕獲・生息環境
管理対策の推進(再掲)

SDGs



ひとくちコラム 狩猟免許所持者の推移

野生生物の適正管理には適正な捕獲が必要です。

その主な担い手である狩猟免許所持者は、昭和53（1978）年度の20,653名をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年度には、ピーク時の3分の1以下の6,578名に減少しています。これは、第1種銃猟免許所持者数の減少が大きく影響しています。

一方で、平成4（1992）年度以降はわな猟免許所持者数の増加が目立ち、令和2年度におけるわな猟免許所持者数は昭和53年度の約11.2倍に当たる2,992名になっています。



VI-2-④-3 特定外来生物の防除

特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、根絶に向け、生息状況調査等を踏まえ、県や市町村が集中的な防除に取り組み、個体数の大幅な減少を目指します。

また、ICTの活用等を含め、より効率的な捕獲方法を調査・研究し、その導入を推進します。

特定外来生物の生息状況調査等の実施

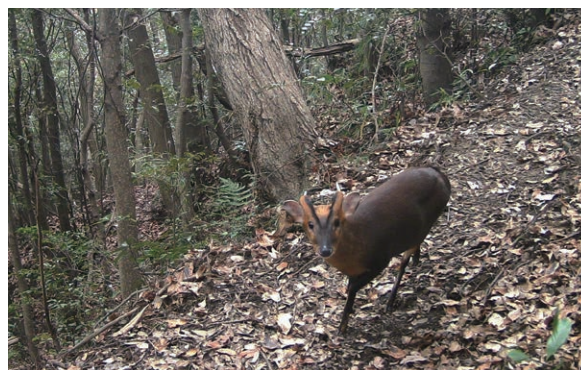
県による特定外来生物の防除

市町村による特定外来生物防除の
取組への支援

SDGs



アカゲザル 大型オリで捕獲



キョン